選挙権の広がり

選挙権をもつ人は、どのように広がってきたか

法律の年	選挙権の条件	全人口に占める有権者の割合（およそ）
1889年（選挙 1890年）	直接国税15円以上を納める 25歳以上の男子	約1.1%
1900年（選挙 1902年）	直接国税10円以上を納める 25歳以上の男子	約2.2%
1919年（選挙 1920年）	直接国税3円以上を納める 25歳以上の男子	約5.5%
1925年（選挙 1928年）	納税額の条件をなくす（普通選挙） 25歳以上の男子	約20%
1945年（選挙 1946年）	女性にも選挙権 20歳以上の男女	約49%
2015年（選挙 2016年）	年齢を引き下げる 18歳以上の男女	約84%

割合は全人口に占める有権者の数の、教科書で一般的なおよその値（選挙の年の有権者数と人口による）。
使うときは総務省の選挙の統計などで確かめる。帯の長さは割合に合わせた。